

十和田市犯罪被害者等転居費支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、十和田市犯罪被害者等支援条例（令和6年十和田市条例第1号。以下「条例」という。）第9条に基づき、犯罪被害者等に支給する転居に要する費用（以下「転居費支援金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた刑法（明治40年法律第45号）その他法令に規定する人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による被害で、警察に被害届が提出されているものをいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 住民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。

(支給対象者)

第3条 転居費支援金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者又は犯罪による被害を受けた時に当該犯罪被害者と同居していた配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったと市長が認める者を含む。以下同じ。）、2親等以内の親族若しくは遺族で、当該犯罪被害発生時から引き続き住民である者（市外に転居した者であって

は、犯罪被害発生時から転居する時まで引き続き住民であった者)

(2) 次に掲げる要件のいずれかに該当すると市長が認めた者

ア 犯罪により住居が損壊し、又は汚損した者

イ 条例第2条第2号に規定する二次被害を受けた者又は受けるおそれがある者

ウ 犯罪による被害を受けた時の住居における生活に支障がある者

(転居費支援金の額等)

第4条 転居費支援金の額は、次の各号に掲げる費用(以下「対象経費」という。)の合計額又は20万円のいずれか少ない額とする。

(1) 運送に要した費用

(2) 荷造り等のサービス(運送業者が行ったものに限る。)に要した費用

(3) 新たな住居に入居する際に要する敷金、礼金、仲介手数料及び保証料

2 転居費支援金は、同一の事案について、1回の転居に要した費用に限り支給するものとする。

(支給の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに掲げる場合は、転居費支援金を支給しないことができる。

(1) 他の地方公共団体から当該転居費支援金と同種の支給を受けている場合

(2) 当該犯罪が行われたときにおいて、支給対象者と加害者の間に次のいずれかに該当する親族関係があった場合。ただし、婚姻を継続し難い重大な事由が生じていた場合その他の当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合については、この限りでない。

ア 夫婦(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)

イ 直系血族(親子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある場合を含む。)

ウ 3親等内の親族

- (3) 支給対象者が犯罪を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者又はその遺族にもその責めに帰すべき行為があった場合
- (4) 支給対象者が、十和田市暴力団排除条例（平成23年十和田市条例第39号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員並びにこれらのものと密接な関係を有する者である場合
- (5) その他転居費支援金を支給することが社会通念上適切でない認められる場合

（支給申請）

第6条 転居費支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、十和田市犯罪被害者等転居費支援金支給申請書兼請求書（様式第1号）及び対象経費の支払を証する書類の写しに次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 犯罪被害者が支給を申請する場合
 - ア 犯罪被害者の住民票の写し
 - イ その他市長が必要と認める書類
- (2) 犯罪被害者と同居していた配偶者又は2親等以内の親族が支給を申請する場合
 - ア 申請者と犯罪被害者との続柄に関する戸籍の謄本その他の証明書の写し
 - イ 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情があった者であるときは、その事実を証明することができる書類の写し
 - ウ 申請者の住民票の写し
 - エ その他市長が必要と認める書類

2 市長は、市が保有する前項に掲げる書類に関する情報を利用することについて申請者の同意があったときは、当該書類の提出を省略させることができる。

3 申請者が未成年者である場合又はやむを得ない理由により申請ができない場合は、当該申請者の代理人が申請をすることができる。

(支給の申請期限)

第7条 前条の規定による申請は、犯罪行為が発生した日から起算して1年を経過する日までに行わなければならない。

(支給の決定等)

第8条 市長は、第6条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、支給の可否を決定し、十和田市犯罪被害者等転居費支援金支給決定通知書(様式第2号)により当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査に際し、必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。

(支給決定の取消し等)

第9条 市長は、前条の規定により転居費支援金の支給の決定を受けた者が、偽りその他不正な申請であること又は第5条各号のいずれかに該当することが判明した場合は、当該決定を取り消すことができる。この場合、既に支給された転居費支援金については返還を求めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に発生した犯罪行為による犯罪被害について適用する。

年 月 日

十和田市長 様

住 所
氏 名 ⑩
電話番号
犯罪被害者との続柄

十和田市犯罪被害者等転居費支援金支給申請書兼請求書

次のとおり転居費支援金の支給を申請します。

金額		円
犯罪被害者	氏名	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ
	生年月日	年 月 日
	犯罪が行われた 当時の住所	十和田市
	死亡年月日 (死亡の場合)	年 月 日
犯罪が行われた日時		年 月 日 午前・午後 時 分ごろ
犯罪が行われた場所		
被害の発生状況		
取扱警察署及び 被害届の受理番号		警察署 年 月 日 第 号
転居が必要な事情		<input type="checkbox"/> 住居が損壊し、又は汚損したため <input type="checkbox"/> 二次被害を受けた又は受けるおそれがあるため <input type="checkbox"/> その他（ ）
転居をした日		年 月 日
対象経費		<input type="checkbox"/> 運送に要した費用 <input type="checkbox"/> 荷造り等のサービスに要した費用 <input type="checkbox"/> 敷金 <input type="checkbox"/> 礼金 <input type="checkbox"/> 仲介手数料 <input type="checkbox"/> 保証料

※裏面も記入してください。

(裏面)

同意確認事項

- (1)申請内容その他提出書類に係る犯罪の状況調査にあたり、市職員が警察署その他関係機関に照会すること及び市の保有する公簿、他の支援の申請で提出した書類等により内容を確認することについて同意します。
- (2)十和田市暴力団排除条例（平成 23 年十和田市条例第 39 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 3 号に規定する暴力団員並びにこれらのものと密接な関係を有する者ではありません。

上記内容に間違いありません。

氏名

印

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

十和田市長



十和田市犯罪被害者等転居費支援金支給決定通知書

年 月 日付けで支給申請のありました転居費支援金については、次の
とおり支給する（支給しない）ことに決定しましたので通知します。

記

円

（支給しない理由）